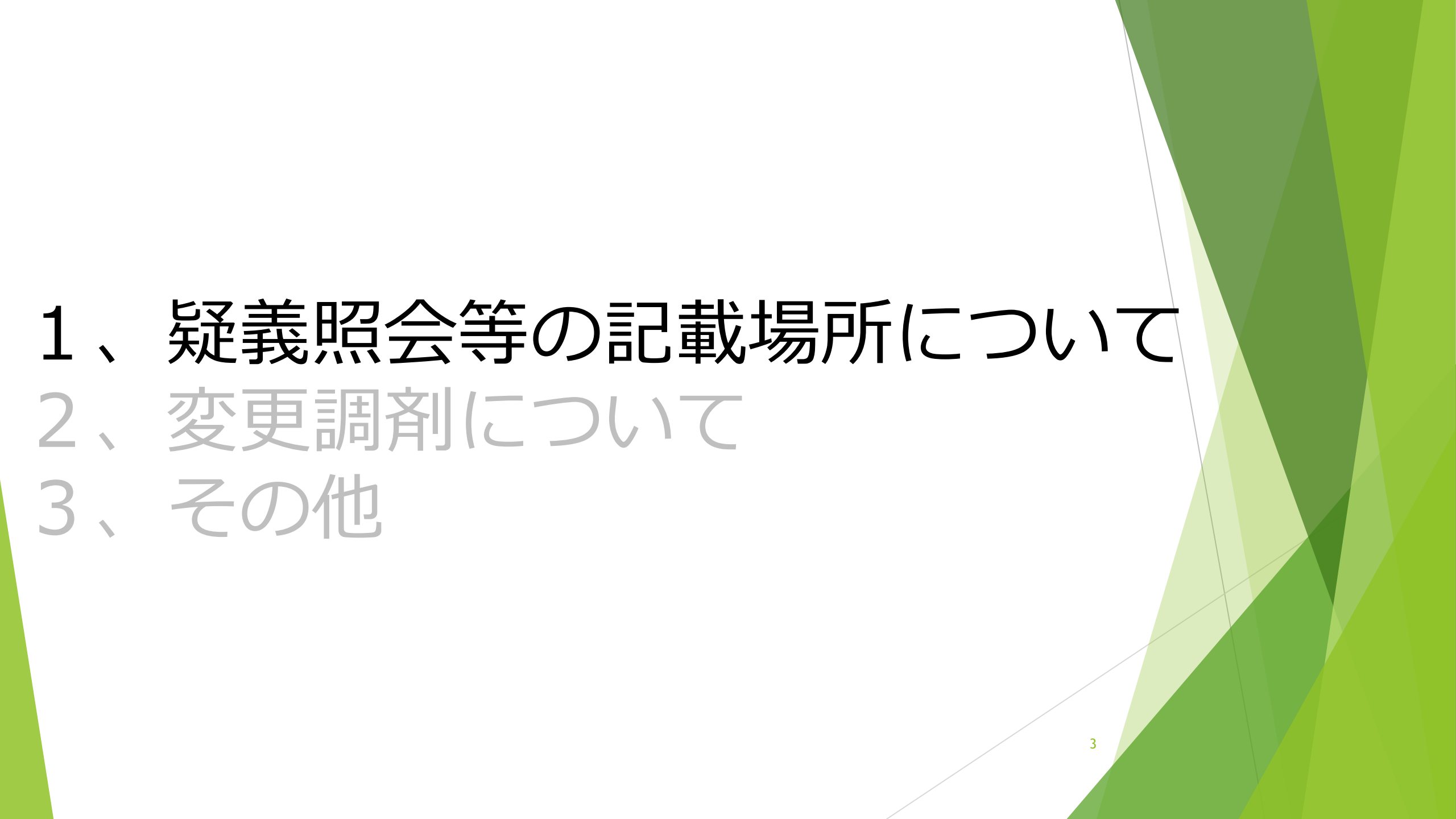


令和7年 輔仁グループ全体会議

2025年9月7日(日)

副 瑞木

- 1、疑義照会等の記載場所について
- 2、変更調剤について
- 3、その他

- 
- The background of the slide features abstract, overlapping green geometric shapes, primarily triangles and polygons, in various shades of green, creating a modern and dynamic visual effect.
- 1、疑義照会等の記載場所について
 - 2、変更調剤について
 - 3、その他

× 疑義照会をした時には、備考欄に内容を記載しないといけない。

○ 保険診療の院外処方せんにおいて
処方変更と疑義照会の内容は
処方欄又は備考欄に記載しなければならない。

(処方せんによる調剤)

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(処方せん中の疑義)

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

(処方せんへの記入等)

第二十六条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

薬剤師法施行規則 | e-Gov 法令検索

(処方箋の記入事項)

第十五条 法第二十六条の規定により処方箋に記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 二 法第二十三条第二項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 三 法第二十四条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答の内容

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について > 令和6年度診療報酬改定について（令和6年4月以降改正分）

令和6年度診療報酬改定について（令和6年4月以降改正分）

第1 改定の概要

 [医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直しについて \[1.3MB\]](#) 

↑ ◆令和7年4月1日以降の医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の取扱いの変更に伴う事務手続のご案内はこちら◆

第2 関係法令等

【省令・告示】（それらに関連する通知・事務連絡を含む。）

名称			番号・日付	ダウンロード
(1)	1	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示	令和7年 厚生労働省告示第60号	 PDF [265KB] 
(2)	1	診療報酬の算定方法の一部を改正する告示	令和6年 厚生労働省告示第262号	 PDF [247KB] 
			令和7年 厚生労働省告示第28号	 PDF [116KB] 
			令和7年 厚生労働省告示第30号	 PDF [123KB] 
	2	診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第4号	本文  PDF [62KB]

第5 処方箋の記載上の注意事項

10 その他

薬剤師は、調剤したときは、その処方箋に以下の事項を記載すること。

(1) 「調剤済年月日」欄について

処方箋が調剤済となった場合の年月日を記載すること。その調剤によって、当該処方箋が調剤済とならなかった場合は、調剤年月日及び調剤量を処方箋に記載すること。

(2) 「保険薬局の所在地及び名称」欄について

保険薬局指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地及び名称を記載すること。

(3) 「保険薬剤師氏名 印」欄について

調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印すること。

(4) その他次の事項を「備考」欄又は「処方」欄に記入すること。

ア 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容

イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

(5) 分割指示に係る処方箋に基づき調剤した場合は、別紙の「受付保険薬局情報」欄に保険薬局の所在地、名称、保険薬剤師氏名及び調剤年月日を記入すること。別紙の余白を用いて調剤量等の必要な情報を記載するのは差し支えないこと。

(6) 「処方」欄の「リフィル可」欄に「✓」が記載されている処方箋（以下「リフィル処方箋」という。）に基づき調剤した場合は、「調剤実施回数」欄に調剤回数に応じて、該当するチェック欄に「✓」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。

(7) 保険薬局においてリフィル処方箋による調剤を行い、当該薬局において調剤済みとならない場合は、リフィル処方箋に薬剤師法（昭和35年法律第146号）第26条に規定する事項及び次回調剤予定日等の必要な事項を記入し、当該リフィル処方箋の写しを調剤録と共に保管すること。

(4) その他次の事項を「備考」欄又は「処方」欄に記入すること。

ア 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容

イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

全ての処方箋（薬剤師法）	保険診療における院外処方箋 （診療報酬請求書等の記載要領等について）
○処方箋 調剤済みの旨	○「調剤済年月日」欄 処方箋が調剤済となった場合の年月日を記載する
○処方箋 調剤年月日	
○処方箋 調剤量（調剤済みとならなかった場合）	○処方箋 調剤年月日（調剤済みとならなかった場合）
○処方箋 調剤した薬局名称及び所在地	○「保険薬局の所在地及び名称」欄 保険薬局指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た 所在地及び名称
○処方箋 薬剤師の記名押印又は薬剤師が署名	○「保険薬剤師氏名 印」欄 調剤を行った保険薬剤師が署名又は保険薬剤師の姓名を記 載し押印
○処方箋 法第二十三条第二項の規定により医師、歯科医師又は獣医 師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤 した場合には、その変更の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に 記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更 内容
○処方箋 法第二十四条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑 わしい点を確認した場合、その回答の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

全ての処方箋（薬剤師法）	保険診療における院外処方箋 （診療報酬請求書等の記載要領等について）
○処方箋 法第二十三条第二項の規定により 医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 処方箋を交付した 医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容
○処方箋 法第二十四条の規定により 医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

第5 処方箋の記載上の注意事項

8 「備考」欄について

(1) 保険薬局が調剤を行うに当たって
留意すべき事項等を記載すること。



第5 処方箋の記載上の注意事項

- (1) 「巻首」欄について
- (1) 氏名
投票を受ける者の姓名を記載すること。
- (2) 生年月日
投票を受ける者の生年月日を記載すること。
- (3) 男・女
投票を受ける者の性別について該当するものを○で囲むこと。
- (4) 区分
居住するものを○で囲むこと。
- 2 「候補者住所の所在及び年齢」欄について
候補者住所が指定申請の書類に「地方選挙（支）局長」欄から出所所在地及び名称を記載する場合、またその場合
- 3 「電話番号」欄について
候補者の電話番号を記載することを原則とするが、必要のない場合は合記を省略しても差し支えない。
- 4 「所属党派等」欄について
政党又は政治団体の名称（以下「地方党」という。）が署名者か、又は地方党の氏名を記載し、押印すること。

- [illegible]

として、低所得層の世帯の割合は「高」と、高齢受給者世帯の割合は「高」に設定されている。なお、後期高齢者受給世帯対象者であって町村制の世帯の割合は「高」と記載されている。なお、後期高齢者受給世帯対象者であって一戸所得者の割合については、令和4年10月1日現在、8割制の世帯の割合は「高」、9割制の世帯の割合については「高」と記載されている。

一方、地方が、世帯の割合を「高」として、世帯上の可能性があるため、後期高齢者受給者となることにより支えが失われると判断した場合は、支えが失われると判断した世帯ごとに「高」・「中」の「変更不可」欄に「高」と「高」を記載するとともに、「後期高齢者」欄に「高」と記載し、併用すること。

なお、後期高齢者を抱えずに高齢に、「変更不可」欄に「中」と「中」を記載するケースにおいては、その世帯を記載すること。また、単子世帯で高齢者となる場合は、「高齢世帯」欄の下に「高齢世帯」欄に、後期高齢者変更不可の理由を記載した場合は、「備考」欄の記載は省略して支えを記入しない。

- (6) 入札中の最高入札の意思を示す入札については、意思の算定範囲が図面である等の理由により、入札者別に分割割当を指示する場合には、分割の回数及び当該分割ごとの割当回数を記載すること。
- なお、この場合においては、分割割当に指示していただく事項がなければ全体の割当となること。
- (7) 1方角につき 63 枚を超えて横断・縦断に係る効果、効果を有する配付料（横断もしくは縦断であるもののほかは横断・縦断を有するものを含む。）を設ける場合には、当該配付料の算定方法をあらかじめ明記した旨を記載すること。
- (8) 図面が「図面」及び「図面以外」のいずれかに分類される場合、当該図面別について、「図面（横断・縦断を含む）と図面以外との区別」又は「図面」として記載すること。
- (9) 地価包括格付を算定するには地価包括格付算定式又は地価包括格付算定式とは別記の地価包括格付算定式を定めて算出する旨を記載すること。ただし、地価包括式を定めて算出する旨を定めた上で、処方方への審判の用となるような場合には、当該算定式を定めている旨を本表に記載すること。
- (10) 情報通信機器利用に用いる設備の実績に關し処方方を発注する場については、「情報通信」と記載すること。
- 9 「分割割当に係る処方方」について
- (1) 分割割当に係る処方方を発注する場合は、分割の回数及び何項目に相当するものを表すものとして記載すること。
- (2) 発注の発注情報提供用表においては、発注情報提供の分割数及びその総数を記載すること。ただし、発注情報として、発注項目、発注情報提供の項目の区分を記載すること。

10 その他
 憲判附は、誤脱したときは、その地方年度に以下の事項を記載すること。
 (A) 「誤脱済年月日」欄について
 地方年度が誤脱済となった場合の年月日を記載すること。その誤脱によって、当該地方年度が誤脱済とならなかった場合は、誤脱年月日及び誤脱済年度を地方年度に記載すること。
 (B) 「保護区域の所在地及び名称」欄について
 保護区域指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地及び名称を記載すること。

- (3) 「保護裁判所の係」欄について
調剤を行った保護裁判所の名を又又は保護裁判所の姓を記載し、押印すること。
- (4) その他の特記事項「備考」欄及び「方角」欄に記入すること。
- イ 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された氏名を変更し、調剤した場合には、その変更内容
イ 医師又は歯科医師に依頼を行った場合は、その回答の内容
イ 分科別指定により調剤すべき調剤月を指定する。別添の「受付保護薬局情報」欄に保護薬局の名称、住所、保護裁判所及び調剤月を記入すること。前記の欄を用いて、前掲書の受付保護薬局を指定するものとする(又見)。)
- (5) 「方角」欄の「リッパル」欄に記入すること。リッパルとは、処方箋に添付する「方角書(当「リッパル」欄に記入すること)に基き調剤する場合は、「保護裁判所」として記入することであり、該当するチェック欄に「リ」又は「ク」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。
- (7) 保護薬局においてリッパル方角による調剤を行う、当該薬局において調剤するものと異なる場合は、リッパル方角による調剤決定(前掲第35条附則第146号)を決定する旨を記載し、次回調剤予定日等の必要な事項を記入し、当該リッパル方角の等ししを調剤科と共に提出すること。

- (6) 処方箋の効力に附して記載した医薬品の一部又はすべてについて、医師上の必要性があるため、後述の事項への変更は必要と認められる場合には、「患者」欄の「使用済薬品（医薬品）」欄に番号を付し、これを記入し、患者及び処方機関より調剤を行う医療従事者の署名・捺印の押印のいずれにも変更不可であることと明確に示すように記載すること。この場合において、「患者書留」欄には「J」又は「X」を記入しないこと。なお、一枚の処方箋の異なる部分で異なる内容の記載がなされる場合は、「患者書留」欄に「J」又は「X」に記載する必要があるとあり旨のものと異なる。
- (7) 処方箋の効力に附して記載したもの(5)(イ)に基づいて「変更不可（医薬品）」欄に又記載するものは、変更されないものとの、当該医薬品と置換可能な同等性の医薬品が「X」又は「J」欄に記され（※）の疾病発症による変更は支えがあると判断したときには、「患者」欄の「使用済薬品（医薬品）」欄に番号を書き加えて、患者及び処方機関により調剤を行う医療従事者の署名・捺印の押印とともに、当該医薬品の名称の近接性（含重複）が変更不可又は「別称変更可」と判断すると、患者及び処方機関により調剤を行う医療従事者の署名・捺印の押印に対しては含重複時変更不可又は別称変更不可であることが明確に分かるように記載すること。
- ※ 照会する別項の処方薬品とは、内服薬であって、次の各条に掲げられた分類の薬剤の他、注射剤（骨髄腔注射、腹腔注射）、点眼剤、点耳剤、点鼻剤、カプセル剤、パッチ剤、吸入剤、眼科剤、眼科剤、軟膏剤、末剤、ドロッピング剤等（内服用固形剤として製剤する場合を含む。）
- ウ 液剤、シロップ剤、ドロッピング剤（内服用固形剤として調剤する場合を含む。）
- (7) 患者の希望を踏まえ、長期取扱いを継続する場合には、「患者書留」欄に「J」又は「X」を記載すること。
- (8) ワクチン接種を行う場合には、「処方」欄の「リファム」欄に「J」を記載するとともに、使用回数（回）と（日数）を記載すること。なお、「処方」欄には、ワフル処方「目」の使用による発疹多発（国産）等を記載すること。
- (9) 外用薬品に「J」を付する場合は、その用法・用量等の使用法及び1日当たりの使用回数（回）と（日数）を記載すること。
- (10) なお、内服薬のものへ転記に当たっては、「処方箋発行元の処方箋発行の方向に関する統計報告書の公表について」（平成22年11月29日医政発第0129号三令・兼家発第0129号）も参考にしたい。

「備考」欄について

- 1 保険業務が副業を行うに当たって留意すべき事項等を記載すること。
- 2 商業を営む者の場合には、商業登記簿と精神障害者補償法（昭和 23 年法律第 14 号）第 27 条に規定する者のうち、患者の住所及び商業業務の免許証の番号とを記載すること。
- 3 長期の旅行等特種な事情がある場合において、必要が認められ、必要最小限の範囲において、投薬量が 1 回 14 日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって 14 日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。
- 4 赤十字教育を受ける場合は「6 歳」と、高齢受給者又は後援高齢者医療受給対象者である

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(27) 「摘要」欄について

イ その他請求内容について特記する必要がある場合はその事項を記載すること。

ウ 「摘要」欄に記載しきれない場合には、「処方」欄下部の余白部分に必要事項を記載しても差し支えないこと。

医師法施行規則より抜粋

- ・ 患者の氏名
 - ・ 患者の年齢
 - ・ 薬名
 - ・ 分量
 - ・ 用法
 - ・ 用量
 - ・ 発行の年月日
 - ・ 使用期間
 - ・ 病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所
 - ・ 医師の記名押印又は医師が署名
- * 処方箋に備考欄を設ける義務はない。

健 國 生 勞 結 公 自
保 保 保 災 予 費 費

処 方 箋

住 所

患者氏名

様

発行 令和 年 月 日 薬師・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生(才 月)

RP.

1 日 回 日分

毎食 前間後
時間 毎

分服用

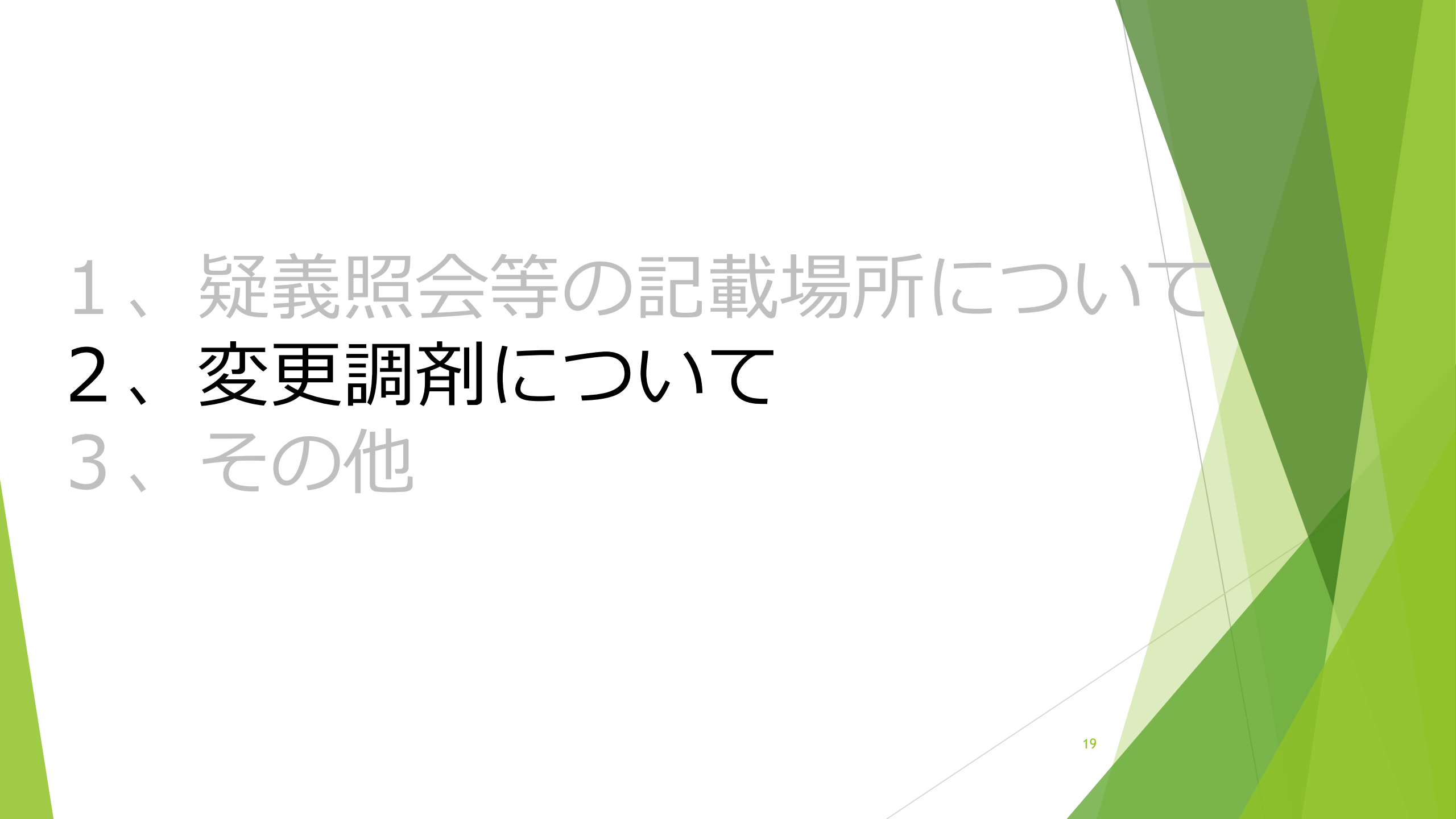
適用期間	氏名	②	③
自 令和 年 月 日	姓	名	④
至 令和 年 月 日			
注 記			

2022/10 3010

全ての処方箋（薬剤師法）	保険診療における院外処方箋 （診療報酬請求書等の記載要領等について）
○処方箋 法第二十三条第二項の規定により 医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 処方箋を交付した 医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容
○処方箋 法第二十四条の規定により 医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

- ・若い頃に、そう教わりました。
- ・昔からそうじゃないですか。
- ・薬剤師は、処方欄に記載してはいけないのでは？

他人の話を鵜呑みにせずに
必ず自分で確認をしてください。

- 
- The background of the slide features abstract, overlapping green geometric shapes, primarily triangles and polygons, in various shades of green, creating a modern and dynamic visual effect.
- 1、疑義照会等の記載場所について
 - 2、**変更調剤**について
 - 3、その他

薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和7年8月14日適用）

現在、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として官報に告示されている（薬価基準に収載されている）品目は約1万3千程度あり、本リストはその内容等をお示ししたものです。

このうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験（いわゆる治験）等により、その有効性や安全性が確認され、承認された医薬品を「先発医薬品」と、また、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等であるとして承認される医薬品を「後発医薬品」（いわゆるジェネリック医薬品）と呼んでいます。

本リストでは、医療機関等における円滑な事務の推進を図る観点から、「先発医薬品」、「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」及び「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」、「後発医薬品のある先発医薬品」に該当する品目も併せてお示ししています。

また、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品（その後の剤形追加・規格追加等を含む）のうち、価格差のある後発医薬品があるものについては、「準先発品」としてお示ししています（内用薬及び外用薬に限る。）（1～4の資料）。

なお、後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品と薬価が同額又は高いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品としており、該当する品目には「★」印を付しています（1～5の資料）。「後発医薬品のある先発医薬品」であっても、後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない「後発医薬品のある先発医薬品」としており、該当する品目には「☆」印を付しています（5の資料）。

また、「※」は、品名の次に括弧書によって医薬品製造販売業者名の略称を加えたことを示します。

凡例

区分	内用薬（口から飲み込むお薬）、注射薬、外用薬（軟膏、坐薬、吸入薬、うがい薬など）、歯科用薬剤の別
薬価基準収載医薬品コード	薬価基準に掲載されている医薬品の分類コード
成分名	当該医薬品の有効成分の名称（配合剤で非常に多くの医薬品成分を含む場合には省略しています。）

処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について

第1 銘柄名処方に係る処方薬の保険薬局における調剤の方法について

1 処方薬（銘柄名処方に係るものに限る。）の「変更不可」欄に「」又は「×」が記載されていない場合 処方薬に代えて、✓**後発医薬品**（**含量規格が異なるもの又は類似する別剤形のものを含む。**）**を調剤することができる。** ただし、処方薬の近傍に「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載等がある場合には、患者に対して説明し同意を得ることを条件に、従来からの取扱いどおり、その指示に従い調剤することができる。

5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1:後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）、2:後発医薬品がある先発医薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。）と3:後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。）として分類しています。なお、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び令和7年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（厚生労働省平成25年4月5日）に基づく後発医薬品の数量シェア（置換え率）※における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出するには、こちらの情報をご活用ください。

$$\begin{aligned} \text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} &= \left[\text{後発医薬品の数量} \right] \div \left(\left[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} \right] + \left[\text{後発医薬品の数量} \right] \right) \\ &= \left[\text{3で分類される品目の数量（★を除く）} \right] \div \left(\left[\text{2で分類される品目の数量（☆を除く）} \right] + \left[\text{3で分類される品目の数量（★を除く）} \right] \right) \end{aligned}$$

 [Excel](#) [704KB] ※8月14日収載品目を反映

 [PDF](#) [834KB] ※8月14日収載品目を反映

（「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」欄の区分が途中で切り替わる品目は、備考欄にその変更日を記載しています。）

【後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱い及び令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて】

診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目の一覧及び、カットオフ値の割合の算出にあたって調剤した「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含める品目の一覧はこちらをご覧ください。

その他 （各先発品の後発医薬品の有無に関する情報）	診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目リスト （令和7年3月7日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（令和7年4月診療分以降））	例外的にカットオフ値の算出に含めてもよい品目リスト （令和7年3月7日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（令和7年4月診療分以降））※令和7年5月26日更新
------------------------------	---	---

1：後発医薬品がない**先発医薬品**（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）

2：後発医薬品がある**先発医薬品**（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。
後発医薬品より**薬価が高いもの**）

☆：後発医薬品がある**先発医薬品**（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。
後発医薬品と同額又は**薬価が低いもの**）

：診療報酬における加算等の算定対象とならない「後発医薬品のある**先発医薬品**」

3：**後発医薬品**（先発医薬品より**薬価が低いもの**）

：診療報酬において加算等の算定対象となる**後発医薬品**」

★：**後発医薬品**（先発医薬品と同額又は**薬価が高いもの**）

：診療報酬における加算等の算定対象とならない**後発医薬品**

空欄1：**昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品**

空欄2：令和7年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」
の対象となった成分（**先発後発**両方を含む）

3 : 後発医薬品（先発医薬品より薬価が低いもの）

：診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」

★ : 後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いもの）

：診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品

空欄 2 : 令和7年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分（先発後発両方を含む）

3 : 後発医薬品（先発医薬品より薬価が低いもの）

：診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」

★：後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いもの）

薬価が変わっても先発後発の分類は変わらない。
よって薬価によって変更調剤に影響はない。

空 但し剤形変更、規格変更は除く。 分及び同一剤形
区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分（先発後
発両方を含む）

法令や通知等を読まずに
思い込みで判断をしないようにしてください。
調剤報酬においても同様です。

特に医薬品情報については
添付文書等をしっかり確認してください。

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて

処方薬の銘柄名処方又は一般名処方における変更調剤に係る取扱いについては、「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）により周知してきたところである。

一方で、昨今の医療用医薬品の供給状況や、それに伴う需給の逼迫を踏まえ、「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和 5 年 9 月 15 日厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）、「鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和 5 年 9 月 29 日同課事務連絡）、「オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和 5 年 11 月 8 日同課事務連絡）のとおり、保険薬局において処方薬の調剤に当たり、医薬品の入手が限定されること等により必要量が用意できないようなやむを得ない状況においては、変更調剤による対応を柔軟に取り扱うことが有用であると考えられる。

このようなやむを得ない場合における変更調剤について、当面の間の取扱いを下記のとおり示すので、貴管内の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知方願いする。

1 後発医薬品の銘柄処方において、「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない場合にあっては、患者に対して調剤する薬剤を変更することを説明の上、同意を得ることで、当該処方薬に代えて、先発医薬品（含量規格が異なるもの又は類似する別剤形のものを含む。）を調剤することができる。

2 処方薬の変更調剤を行うに当たって、以下に掲げるものについては、変更調剤後の薬 剤料が変更前のものを超える場合であっても、患者に対してその旨を説明の上、同意を得ることで、当該変更調剤を行うことができる（ただし、規格又は剤形の違いにより効 能・効果や用法・用量が異なるものを除く。）。

① 含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤

② 内服薬のうち、類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤がやむを得ずできない場 合であって、次に掲げる分類間の別剤形（含量規格が異なる場合を含む。）の医薬品 への変更調剤

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する 場合に限る。）

（例：アに該当する錠剤をイに該当する散剤への変更調剤）

- 1、疑義照会等の記載場所について
- 2、変更調剤について
- 3、その他

個別指導 指摘事項に関わる研修会 次第

令和7年7月10日(木)19:00～

大分県薬剤師会館3階 研修ホール

司会進行 酒井 浩一 専務理事

1. 開会のことは

2. 個別指導における指摘事項

児玉 淳 先生

3. 個別指導における指摘事項(事務的指導)

堀 哲朗 先生

休憩

4. 国保・支払基金伝達事項

長野 曲来 先生

5. 九州厚生局からのお知らせ

6. 閉会のことば

1. 調剤全般に関する事項

1) 処方箋の取り扱い

①処方箋備考欄

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること）

☑保険医療機関へ情報提供について、

疑義照会なく**重複投薬・相互作用等防止加算**（残薬調整に係るものの場合）を算定しており、加えて当日処方箋受付分に対する**服薬情報提供料2**を算定している為、あらためること。

< ☒保険医療機関へ情報提供 >

当該欄へ☒がある場合は、残薬の情報を医療機関へ情報提供するのみであり、疑義照会を行っていない場合は、重複投薬・相互作用等防止加算を算定できない。

~~<服薬情報等提供料 2>~~

服薬情報等提供料 1

- イ) 処方箋を発行した保険医療機関
- ロ) リフィル処方箋を発行した処方医
- ハ) 介護支援専門員

※算定制限等 月 1 回まで

※患者同意 必須

※情報提供方法 文書（電子的な方法ではHPKIによる電子署名が必要）

~~※次回処方受付時に算定~~ **当日算定**

<かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料・在宅患者訪問薬剤管理指導料>

⇒服薬情報等提供料に係る業務を行うことが前提としてあるため

※算定不可

電子薬歴のパスワードについて

(参考) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」に関するQ&A
シQ-54 パスワードを用いた利用者認証に関して、不正な攻撃への対応として、どのようなことがあげられるか？

A 不正な攻撃に対応するために、類推されにくいパスワードや辞書攻撃を受けにくいパスワードには、利用者の氏名や生年月日、辞書に記載されている単語等が含まれるものがあります。

- a. 英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列
- b. 英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更させる（最長でも2か月以内）

- ④常勤、非常勤の登録の齟齬
- ⑤掲示物（内・外）の不備
- ⑥年末年始の営業時間の齟齬
- ⑦未過収金が管理されているか（日計表と照らし合わせて確認されます）
- ⑧勤務日と処方箋の押印日の整合性があるか（出勤簿と照らし合わせて確認されます）

医薬発 0521 第 1 号
産情発 0521 第 4 号
令和 7 年 5 月 21 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律の公布について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部
を改正する法律」(令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。)については、本
日、別添のとおり公布され、順次施行することとされたところです。
改正法の主な内容については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町
村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨
不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創業環境の変化等の状況に対応
し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していく
観点から、医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、医療用医薬品等の安定供
給体制の強化等、より活発な創業が行われる環境の整備、国民への医薬品の適
正な提供のための薬局機能の強化等を図るため、医薬品品質保証責任者及び医
薬品安全管理責任者の設置の義務付け、後発医薬品の安定的な供給の確保を支

3 その他所要の改正を行うこと。

IV 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）の一部改正

- 1 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなった処方箋を、調剤済みとなった
日から 5 年間、保存しなければならないものとする。 (第 27 条関係)
- 2 薬局開設者は、その薬局に備えられた調剤録を、最終の記入の日から 5 年
間、保存しなければならないものとする。 (第 28 条第 3 項関係)

VI 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で
定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞ
れ次に定める日から施行するものとする。 (附則第 1 条関係)

公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律の公布について 令和 7 年 5 月 21 日 より引用

VI 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。(附則第1条関係)

- 21 -

(1) 3の一部 公布の日

(2) Iの1の(2)、(4)、(7)、(8)及び(10)、2の(3)及び(5)、3の(1)から(4)まで並びに4の(3)及び(8)並びに3の一部 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(3) Iの1の(1)、(3)、(5)、(6)、(9)及び(11)、2の(1)のイ及びエ、3の(5)並びに4の(1)及び(4)から(7)まで、III、IV並びに3の一部 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

(4) Iの2の(2)及び(4)並びに4の(2)並びに3の一部 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

IV 薬剤師法（昭和35年法律第146号）の一部改正

1 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなった処方箋を、調剤済みとなった日から5年間、保存しなければならないものとする。(第27条関係)

2 薬局開設者は、その薬局に備えられた調剤録を、最終の記入の日から5年間、保存しなければならないものとする。(第28条第3項関係)

3 その他所要の改正を行うこと。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の概要

改正の趣旨

不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していくため、医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、医療用医薬品等の安定供給体制の強化等、より活発な創薬が行われる環境の整備、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等の必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化【医薬品医療機器等法】

- ① 製造販売業者における医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を法定化する。
- ② 指定する医薬品の製造販売業者に対して、副作用に係る情報収集等に関する計画の作成、実施を義務付ける。
- ③ 法令違反等があった場合に、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を可能とする。

2. 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法、麻向法、医療法】

- ① 医療用医薬品の供給体制管理責任者の設置、出荷停止時の届出義務付け、供給不足時の増産等の必要な協力の要請等を法定化する。
また、電子処方箋管理サービスのデータを活用し、需給状況のモニタリングを行う。
- ② 製造販売承認を一部変更する場合の手続について、変更が中程度である場合の類型等を設ける。
- ③ 品質の確保された後発医薬品の安定供給の確保のための基金を設置する。

3. より活発な創薬が行われる環境の整備【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法】

- ① 条件付き承認制度を見直し、臨床の有効性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とする。
- ② 医薬品の製造販売業者に対して、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務化する。
- ③ 革新的な新薬の実用化を支援するための基金を設置する。

4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等【医薬品医療機器等法、薬剤師法】

- ① 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とする。
- ② 濫用のおそれのある医薬品の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける。
- ③ 薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とする。

等

施行期日

公布後6月以内に政令で定める日（ただし、3①②及び4②は公布後1年以内に政令で定める日、1①②③、2①の一部及び4①③は公布後2年以内に政令で定める日、2②は公布後3年以内に政令で定める日）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の概要

改正の趣旨

不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していくため、医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、医療用医薬品等の安定供給体制の強化等、より活発な創薬が行われる環境の整備、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等の必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化【医薬品医療機器等法】

- ① 製造販売業者における医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を法定化する。
- ② 指定する医薬品の製造販売業者に対して、副作用に係る情報収集等に関する計画の作成、実施を義務付ける。
- ③ 法令違反等があった場合に、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を可能とする。

2. 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法、麻向法、医療法】

- ① 医療用医薬品の供給体制管理責任者の設置、出荷停止時の届出義務付け、供給不足時の増産等の必要な協力の要請等を法定化する。
また、電子処方箋管理サービスのデータを活用し、需給状況のモニタリングを行う。
- ② 製造販売承認を一部変更する場合の手続について、変更が中程度である場合の類型等を設ける。
- ③ 品質の確保された後発医薬品の安定供給の確保のための基金を設置する。

3. より活発な創薬が行われる環境の整備【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法】

- ① 条件付き承認制度を見直し、臨床の有効性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とする。
- ② 医薬品の製造販売業者に対して、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務化する。
- ③ 革新的な新薬の実用化を支援するための基金を設置する。

4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等【医薬品医療機器等法、薬剤師法】

- ① 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とする。
- ② 濫用のおそれのある医薬品の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける。
- ③ 薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とする。

等

施行期日

公布後6月以内に政令で定める日（ただし、3①②及び4②は公布後1年以内に政令で定める日、1①②③、2①の一部及び4①③は公布後2年以内に政令で定める日、2②は公布後3年以内に政令で定める日）

概要

- 医薬品の販売に関する規制について、若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化している状況を踏まえた実効性を高めるための見直しや、要指導医薬品に関するデジタル技術を活用したアクセス改善を図る見直し等を行う。

< 見直しの概要 > 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の一部（漢方・生薬を除く。他の例外は不明）

医療用医薬品	● 処方箋に基づく販売を原則とし、やむを得ない場合（※１）にのみ薬局での販売を認める。（※２） （※１）医師の処方で服用している医療用医薬品が不測の事態で患者の手元になく、診療を受けられない、かつ一般用医薬品で代用できない場合 等 （※２）漢方薬・生薬は一般用医薬品から医療用医薬品に転用されてきた経緯を踏まえ、販売に支障がないよう対応。
要指導医薬品	● 薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導による必要な情報提供等のみでの販売を可能とする。ただし、適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切である品目は対象から除外可能とする。 ● 医薬品の特性を踏まえて必要な場合には一般用医薬品に移行しないことを可能とするとともに、一般用医薬品への移行後も個別品目のリスク評価を踏まえリスクの高い区分を含む適切な区分への移行を可能とする。 特定要指導医薬品：緊急避妊薬等
濫用のおそれのある医薬品	● 販売時、薬剤師等に必要な事項（※３）を確認させ、情報提供を行わせること等を義務付ける。 （※３）他の薬局等での購入の状況、氏名・年齢、多量購入の場合の購入理由 等 ● 若年者（省令で定める年齢未満の者）への大容量製品又は複数個の販売を禁止。若年者への小容量製品の販売又は若年者以外の者への大容量製品若しくは複数個の販売は、対面又はオンラインでの販売を義務付け。 ● 陳列は ①顧客の手の届かない場所への商品陳列、②一定の条件（※４）を満たす場合には、専門家が配置される場所から目の届く範囲（※５）への陳列 のいずれかとする。 （※４）販売又は情報提供を行う場所に継続的に専門家を配置し、購入する医薬品と購入者の状況を適切に確認できる体制の整備 （※５）当該場所から７メートル以内

〔参考〕医薬品の分類と販売方法（現行）

医療用医薬品	要指導医薬品	一般用医薬品（第１類、第２類、第３類）
✓オンライン服薬指導可 ✓医師の処方が必要な「処方箋医薬品」と「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」がある。後者は、処方箋無しでの販売は禁止されていない。	✓対面販売（オンライン服薬指導不可）	✓いずれもネット販売可能 ✓第１類は薬剤師のみ、第２類・第３類は薬剤師又は登録販売者が販売可能 ✓入者への情報提供について、第１類は義務、第２類は努力義務 ✓一般用医薬品のうち、濫用のおそれのある医薬品を厚生労働大臣が指定

緊急避妊薬ノルレボのスイッチOTC化を了承

厚生労働省、改正薬機法における「特定要指導医薬品」に指定

2025/09/02

宇佐美 知沙 = 日経ドラッグインフォメーション

産婦人科

緊急避妊薬 ノルレボ 要指導医薬品

印刷

シェアする 0

B!ブックマーク 0

📧 ポスト

厚生労働省は2025年8月29日、薬事審議会要指導・一般用医薬品部会を開催した。あすか製薬（東京・港）が製造販売する緊急避妊薬のノルレボ（一般名レボノルゲストレル）について、スイッチOTC化を了承。要指導医薬品として指定されることが決まった。

2025年5月14日に成立した医薬品医療機器等法（薬機法）等の一部を改正する法律案（改正案）では、要指導医薬品であっても薬剤師の判断に基づきオンライン服薬指導で販売できるようになるが、同薬はこれまで通り対面指導が必要な「特定要指導医薬品」に指定される他、一般用医薬品に移行しない「期間を定めない要指導医薬品」としても新たに指定される。



Pixel-Shot/stock.adobe.com



薬剤師 人気記事ランキング 🏆

昨日

週間

月間

- 1 医師のメンタルヘルスの話をしようか
職場の嫌な人に耐えて頑張るのは「無駄でしかない」
- 2 佐古みゆきの「添付文書改訂ウオッチ」
マグミットに小児用法が追加
- 3 今週の医薬品供給状況注目度ランキング
ポリフル錠、エリスロシン錠200mgが限定出荷で…

緊急避妊薬のスイッチOTC化の要件全体像(案)①

【**全般的な販売対策**】

- 販売する薬剤師への研修修了を義務付け
- 販売する薬局等は、以下の要件を満たす必要あり
 - ① 研修修了薬剤師が販売すること
 - ② プライバシーへの十分な配慮等に対応できる体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- 販売薬局・薬店・薬剤師を国で管理・把握し、必要な情報(プライバシー保護策等)を適切に公表
- 適正使用確保の観点から、対面販売・面前服用を義務付け。妊娠状態のフォローアップのため、3週間後の受診勧奨や、妊娠検査薬の販売等の確認手段の提供を薬局等に徹底する。
- 臨床試験や再審査等から安全性は確認されているため、医療用と同様、使用年齢に制限は付けない。
- 親の同意に関わりなく、予期せぬ妊娠を希望しない若者を支援すべき観点から、親の同意は不要。
- 購入者全員に対し、年齢確認を行うとともに、年齢に応じた販売対策を行う。また、販売をその先の支援に適切につなげるきっかけとする観点から、こども家庭庁とも連携しつつ、若年者に対して適切な相談・情報提供を行う等について関係支援機関に誘導し、連携した対策を講じる。
- 厚労省において、面前服用を含む販売方法のあり方について検討を行い、一定期間後、見直しについて議論を行う。

（公財）日本薬剤師研修センターHPにて、9月19日（金）オンライン研修オープン予定

研修を受講する

センター主催の研修について

センター主催の研修(座学)

その他の研修

+ eラーニング研修

研修認定薬剤師制度

+ 認定対象集合理療会

各都道府県で開催される集合理療会

eラーニング研修(登録された実施機関によるもの)

漢方薬・生薬認定薬剤師制度

漢方薬・生薬認定薬剤師制度の研修について

認定取得のための研修

+ 認定更新のための研修

小児薬物療法認定薬剤師制度

+ 認定取得のための研修

認定更新のための研修

認定実務実習指導薬剤師制度

認定実務実習指導薬剤師養成講習会

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ

センターが主催するその他の研修

緊急避妊薬の調剤及び販売に関するeラーニング研修

本eラーニング研修は、令和6年度厚生労働科学特別研究事業「緊急避妊薬の薬局販売に備えた薬剤師研修用資材の作成」の成果物であるとともに、

- ・オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤
- ・要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売

を行うために必要な研修です。

また、上記調剤・販売を行おうとする場合には、予の本研修を修了するとともに、調剤・販売の意向等について、ご自身で、厚生労働省へ登録する必要がありますので、予めご承知置ください。なお、厚生労働省への登録方法については、厚生労働省からの連絡があり次第、改めて本サイトでお知らせします。

緊急避妊薬の調剤及び販売に関するeラーニング研修内容

講義	演題	講師(敬称略)
1	月経、月経異常、ホルモン調節機構	公益社団法人日本産婦人科医会 常務理事 種部 恭子
2	妊娠と中絶	
3	日本における妊娠の現状と避妊法の選択	
4	緊急避妊	
5	SRHR	東京千成大学薬学部 教授 亀井 美和子
6	オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について	

※本eラーニング研修の動画には含まれておりませんが、別法、低年齢層への販売に際しての留意点についての資料もあります。あわせて配信サイトにてご確認ください。

◆申込方法等については、以下の「申込・受講手順等」によりご確認ください。

受講料

3,850円(本体 3,500円、税 350円)

※一旦お申込みをされた後の受講料は理由を問わず返却致しませんのでご注意ください。

■ 特定徴収法に基づく表記

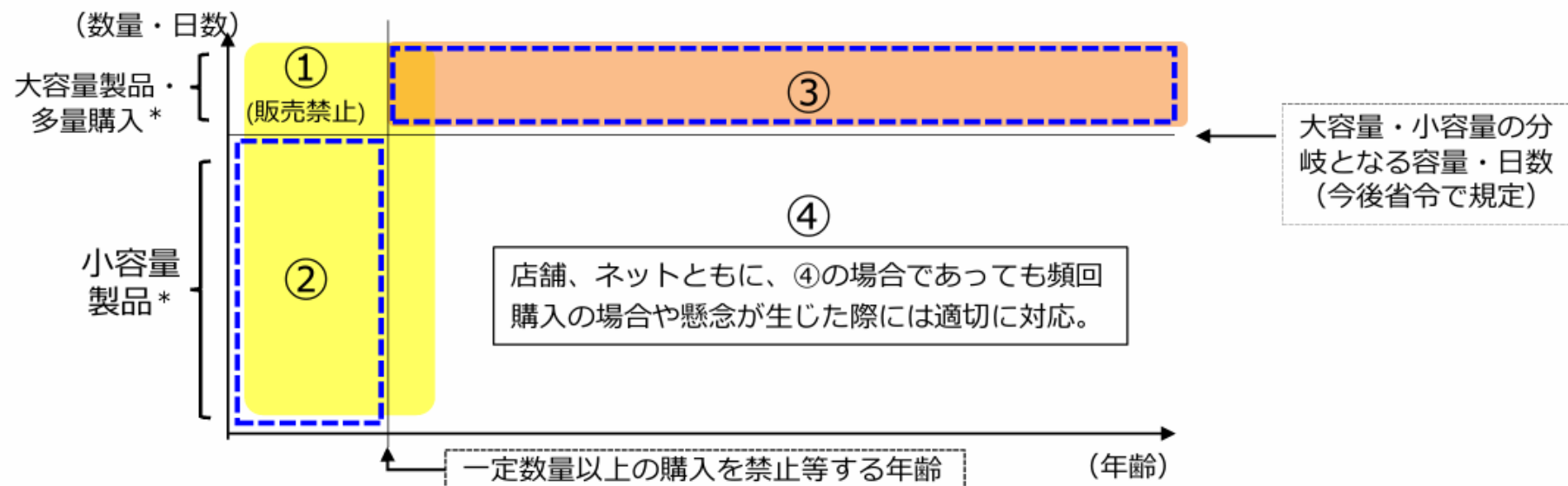
注意事項 (お申込みの前に必ずお読み下さい)

(参考) 改正後の販売時における対応比較

- 周辺年齢での年齢確認を実施（黄色）するほか、多量購入（橙色）や留意すべき場合に対し、広く適切に対応。
- ネット販売においてオンライン（ビデオ通話）による販売を求めることとなるのは、濫用の懸念から特に対策を講じるべき場合（青点線の範囲）であり、上記と概ね同じ射程となる。

	現状の制度	改正後
販売時の対応事項	○販売時の確認（省令上の遵守事項） ・購入理由／他医薬品の使用状況 ・年齢氏名(①②の場合) ○情報提供：努力義務	○販売時の確認（法令上の義務） ・購入理由／他医薬品の使用状況 ・年齢氏名（②～④で必要な場合） 等 ○情報提供：義務 ○販売時の対応を手順書で規定
購入希望者の属性と販売方法	現状の制度	改正後
① 一定年齢※未満／多量購入	対面／テキストによるやりとり ①②：主なネット事業者では販売せず ③：原則1人1個までとして対応 （省令・通知による対応）	販売禁止
② 一定年齢※未満／少量購入		対面／オンライン
③ 一定年齢※以上／多量購入		対面／オンライン
④ 一定年齢※以上／少量購入		対面／オンラインorテキストによるやりとり

※省令で定める一定数量以上の購入を禁止等する年齢



お疲れさまでした。